

# ブース（記念品・サービス）設置基本方針（案）

## 1 目 的

令和 6 年度九州中学校体育大会（以下「大会」という）の参加者および一般観覧者等に、大会記念品等紹介や競技に必要な競技用品の修理・補充を目的として、競技会場指定区域内にブースを設置する。

## 2 ブース設置の許可

（１）競技会場指定区域内に設定する出展等の選定は、開催県実行委員会（以下「実行委員会」）が行うものとする。

（２）ブース出展者は、営業経験及び実績等を考慮し、信頼のおけるものを選定する。

## 3 取 扱 物 品

ブースの取扱品目については、第 1 項の目的を達成する品目とする。

## 4 経 費 負 担

ブースの設置、運営および廃止に要する一切の経費は、ブース出展申請者が負担するものとする。

## 5 遵 守 事 項

ブースの設置に対し、実行委員会は、施設管理者・関係機関および関係団体と連絡を密にし、競技運営に支障のないように配慮する。

## 6 ブース設置運営事項

ブースの設置・運営に関する事項および詳細については、別紙「ブース設置運営要項」に記す。